

未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について

【概 要】

税法上の寡婦又は寡夫控除が適用されていない結婚歴のないひとり親家庭を支援するため、寡婦又は寡夫控除のみなし適用を実施しています。申請により、対象制度等の所得算定において、税法上の寡婦又は寡夫控除と同様の控除が適用されます。

⑩このみなし適用により、実際の税額算定で税額を見直すものではありません。

⑪みなし適用を受けても、支給額や認定結果が変わらない場合があります。

【対象者】

1. 婚姻によらないで母となり、現在婚姻をしていない人のうち、扶養親族又は生計を同じくする子がいる人
2. 1に該当し、扶養親族である子がいる人で、かつ、合計所得金額が500万円以下である人〔特別寡婦のみなし適用に該当〕
3. 婚姻によらないで父となり、現在婚姻をしていない人のうち、生計を同じくする子があり、合計所得金額が500万円以下である人

⑫上記の「現在婚姻をしていない人」の「婚姻」には、届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

⑬上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限りま。

⑭税法上の寡婦（夫）控除を受けている人、生活保護受給者、市民税非課税世帯の人は対象外です。

⑮1又は3に該当した場合の控除額は、所得税27万円、市民税26万円です。2に該当した場合の控除額は、所得税35万円、市民税30万円です。

【対象事業・制度および実施時期】

No	事業名等	実施時期
①	特別児童扶養手当	2018年（平成30年）
②	障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当	8月1日から
③	自立支援医療費（精神通院・育成医療・更生医療）	
④	重度心身障がい者医療費助成制度（扶養義務者）	
⑤	補装具の購入、借受け又は修理	
⑥	障がい児通所給付	2018年（平成30年） 9月1日から
⑦	肢体不自由児通所医療	
⑧	指定障がい福祉サービス等	
⑨	指定療養介護医療	

⑯申請には、申請者の戸籍全部事項証明書を添付する必要があります。この他必要に応じて、住民票、所得・課税証明書など、みなし適用に必要な書類の提出を求められることがあります。

【問い合わせ先】

福山市 障がい福祉課 ①～⑤ 支援給付担当 電話 084-928-1063
 ⑥～⑨ サービス給付担当 電話 084-928-1208
 FAX 084-928-1730